軽度者に係る福祉用具貸与　フローチャート

アセスメントと課題分析の結果、軽度者に対し福祉用具のレンタルが必要である

YES

「厚生労働大臣が定める者」の状態像であって、対応する基本調査の結果に該当する（別表参照）
例：車いす利用希望で、日常的に歩行が困難であり、基本調査1-7が「3.できない」である

YES

給付可能です
（市へ届出は不要）

NO

貸与種目が「車いす及び車いす付属品」もしくは「移動用リフト」である

YES

車いす 車いす付属品	「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」である
移動用リフト	「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」である

上記について、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより必要と判断できる

YES

NO

NO

下記の状態像に当てはまることについて、医師の医学的所見を確認し、サービス担当者会議で適切なケアマネジメントを行っている
ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める状態に該当する者
ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

YES

以下を市へ届出を行うことにより給付可能

・軽度者における福祉用具貸与利用報告書
・サービス担当者会議の要点
・居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画書）
・医学的な所見の確認書類（介護支援専門員又は担当職員が聴取した医師の所見を、居宅サービス計画に記載する場合は不要）

※当該被保険者が更新認定・区分変更を受けたとき、貸与する福祉用具の追加・変更が生じたときは、再度書類を提出してください。

NO

NO

給付することはできません